

高松市監査委員告示第11号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成31年4月26日

高松市監査委員	吉	田	正	己
同	鍋	嶋	明	人
同	吉	峰	幸	夫
同	竹	内	俊	彦

監査結果に基づく 措置通知

(包括外部監査)

(平成31年4月26日)



Takamatsu City Audit Commission Secretariat

高松市監査委員事務局

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

 087-839-2652

 kansa@city.takamatsu.lg.jp



包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.4.26

監査実施年度 平成24年度

第1の監査テーマ 高松市の安全な街づくり

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
1	意見	消防署所等適正配置計画により着実に耐震工事を進めることについて	P60	消防局	総務課	H31.3.13
2	意見	消防車両などの更新は、実現可能な更新基準として運用することについて	P61			

第2の監査テーマ 高松市の関連諸団体

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
3	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P147、219	健康福祉局	地域包括支援センター	H31.3.25
4	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P147、219			
5	意見	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	P147、220			
6	意見	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	P147、220			
7	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P148、219			
8	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P148、219			
9	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P148、219			

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

H31.4.26

10	意見	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	P148、220	健康福祉局	地域包括支援センター	H31.3.25
11	意見	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	P148、220			
12	意見	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	P148、220			
13	意見	会則を実態に合わせて変更することについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	P219			

監査実施年度 平成29年度

監査テーマ 特別会計の財務事務の執行について

措置通知 No.	区分 ※	項目	報告書 該当ページ	所管課等		措置 通知日
14	意見	数値目標の過年度実績について【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】	P81	健康福祉局	地域包括支援センター	H31.3.25

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	消防署所等適正配置計画により着実に耐震工事を進めることについて	
意見の内容	<p>東日本大震災により、安全をつかさどる行政機関の耐震化等の対応が極めて重要との認識が進んでいるが、現状の高松市の消防庁舎の耐震対応は完了しておらず、さらに5年程度を要する見込みとなっている。</p> <p>順次取り組んできている点は、それなりに評価できるものの、消防署所は災害などに対処して安全を守る拠点となることから、少なくとも計画に遅延が起らないように、着実に耐震工事を進めていく必要がある。</p>	
報告書該当 ページ	P60	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月13日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	本件意見については、平成28年度に東消防署、29年度に朝日分署の運用を開始し、現在、東消防署山田出張所の整備に着手、令和3年度には運用開始予定であり、全ての消防署所の耐震化が完了する見込みである。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.2

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の安全な街づくり	
区分	意見	
意見の項目	消防車両などの更新は、実現可能な更新基準として運用することについて	
意見の内容	実際には、使用頻度の高い救急車は、ほぼ基準どおりに更新されているが、財政面の制約もあり、その他車両については、必ずしも内規どおり更新されていない状況にある。財政部門とも十分協議の上、機動面で問題のない範囲を維持しながら、実現可能な更新基準として運用していく必要がある。	
報告書該当 ページ	P61	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/keeka/hokatsu.files/ho2012220a.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月13日
所管課等	消防局 総務課
措置結果	本件意見については、平成25年度に財政部局と協議のうえ、査察車等災害活動時の使用頻度が低い車両の更新基準を見直した。また、見直した更新基準に基づき財政部局と協議し、機動面の問題を勘案しながら、計画的な車両更新に努めている。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.3

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当ページ	P147、219	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成25年5月14日に開催された、平成25年度高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会総会から、議事録を作成し、監事2名が署名することに改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.4

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P147、219	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成25年5月14日に開催された、平成25年度高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会総会から、所有する備品に関する注記を収支決算書に記載し、総会資料に監査を受けた備品一覧を追加するように改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.5

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	総会・理事会などの決定機関の議事録の作成と署名について（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	
意見の内容	市の職員が何らかの事務を行う団体では、事務処理の根拠を明確にするためにも、総会・理事会などの決定機関の議事録を作成し、参加者のうちから署名人を選定して、署名を受けることを原則とするべきである。	
報告書該当 ページ	P147、220	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成26年5月14日に開催された、平成26年度高松市指定通所介護事業者連絡協議会総会から、議事録を作成し、監事2名が署名することに改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.6

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	
意見の内容	計算書類として、NPO法人の計算書類の様式を基本とするなどにより、財産目録、基本情報の注記を掲載した計算書類を総会資料として作成することが望まれる。少なくとも、期末現預金と収支計算書の残高との差額の明細は記載することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P147、220	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/keka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、高松市指定通所介護事業者連絡協議会の財産は、現金預金しかないことから、平成26年5月14日に開催された、平成26年度同協議会総会から、収支決算書の注記に、備品についてはない旨記載することに改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.7

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	監事を実施してもらいべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、219	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成24年度の会計監査からチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けるように改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.8

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、219	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成24年度の会計監査から、監査報告書正副2部に署名を行い、うち1部に捺印することとした。 また、総会資料は捺印がない監査報告書の写しを用いるよう改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.9

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、219	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成30年5月16日に開催された、高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会総会で、同協議会処務規程を承認し、同日付けで施行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.10

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区 分	意 見	
意見の項目	監事監査のチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けることについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	
意見の内容	監事に実施していただくべき項目のチェックリストを作成し、監事監査時に提示し、必要事項の監査を受けることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、220	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成24年度の会計監査からチェックリストを作成し、必要事項の監査を受けるように改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.11

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	監査報告の監事の署名印影の取扱いについての監事及び会の意思決定機関への確認について（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	
意見の内容	監査報告の監事の署名印影をそのままコピーして配布するか、元本保管のうえ、記名㊟等で配布するかの取り扱いについて、監事及び会の意思決定機関への確認が望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、220	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成28年度の会計監査から、監査報告書正副2部に署名を行い、うち1部に捺印することとした。 また、総会資料は捺印がない監査報告書の写しを用いるよう改め、適正に運用している。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.12

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	団体の規定として処務規程を定めることについて（高松市指定通所介護事業者連絡協議会）	
意見の内容	処務規程のある団体は少なく、国庫補助を受ける団体に限定される。市で団体事務を行う場合の注意点についてチェックリストを作成するとともに、これと齟齬しない内容で、団体の規定として処務規程を定めることが望まれる。	
報告書該当 ページ	P148、220	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、平成30年5月17日に開催された、高松市指定通所介護事業者連絡協議会総会で、同協議会処務規程を承認し、同日付けで施行した。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.13

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成24年度／高松市の関連諸団体	
区分	意見	
意見の項目	会則を実態に合わせて変更することについて（高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会）	
意見の内容	<p>会則第2条には、事務所を会長の事業所内に置くとされている。出納等の事務は高松市職員が行っており、地域包括支援センターに事務所が置かれている状態と言える。</p> <p>また、会員についても、高松市内に事業所を有する事業者とされており、希望により入会する実態を反映していない。</p>	
報告書該当ページ	P219	
報告書へのリンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho2012220b.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	<p>本件意見については、平成25年5月14日に開催された、高松市指定居宅介護支援事業者連絡協議会総会において、同協議会規約を改め、事務所は原則会長の事業所内に置くこと、また、会員は本会の目的に賛同し、会費を納入する者とするとし、同日付けで施行し、適正に運用している。</p>

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.14

指摘又は意見

監査実施年度／ 監査テーマ	平成29年度／特別会計の財務事務の執行について	
区 分	意 見	
意見の項目	数値目標の過年度実績について【介護保険事業特別会計（介護サービス事業勘定）】	
意見の内容	<p>計画書の目標数値を3か年並べているが、内容は、「現状」として計画時直近の数値、及び向こう2年（平成28、29年度）の「目標値」となっている。</p> <p>現状の数値は、平成27年度の年間のデータではなく、上期だけのデータであった。1年を通して数値は平均的ではなく、季節的な変動もあるとのことなので、平成28年度及び29年度の目標値が妥当であるかどうか判断しにくい。</p> <p>様式については、統一様式で作成したということであるが、過年度の同時期（年度末）の数値を少なくとも2～3か年は実績値として時系列で記載するほうがその目標度合いを理解するために望ましい。</p>	
報告書該当 ページ	P81	
報告書への リンク	http://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/iohokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/ho0221.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	平成31年3月25日
所管課等	健康福祉局 地域包括支援センター
措置結果	本件意見については、目標値設定の妥当性を検証した結果、平成30年3月に作成の、第2期高松市データヘルス計画から、過年度2か年分同時期（年度末）の実績値を時系列で記載することに改めた。